

周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金交付要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウクライナ情勢や円安等の影響により、エネルギー価格や物価が高騰し、市内の全ての小規模企業者及び個人事業主の事業活動に影響を及ぼしている状況に鑑み、予算の範囲内で周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模企業者 次に掲げる全てに該当する者をいう。

ア 申請日時点で、法人等を設立又は開設したことを市に届け出ている。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人以下の事業者で、個人を除く者である。

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を営んでいる。

(2) 個人事業主 次に掲げる全てに該当する者をいう。

ア 申請日時点で、市に住民登録がある。

イ 申請日時点で、次のいずれかに該当している。

(ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る同法第120条又は第143条に規定する申告書を税務署長に提出している。

(イ) 所得税法第27条に規定する事業所得に係る周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）第36条の2に規定する申告書を市長に提出している。

(ウ) 所得税法第229条に規定する開業等の届出書を税務署長に提出している。

(エ) 市内の商工会議所又は商工会に加入している。

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を

営んでいる。

(3) 小規模企業者等 小規模企業者及び個人事業主をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号に定める要件に該当する小規模企業者等とする。

(1) 申請日において事業を継続しており、事業継続の意思があること。

(2) 事業の実施に当たり、事業用の仕入代、電気代、燃料費等の経費が発生していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付対象としないものとする。

(1) 暴力団（周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（周南市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 小規模企業者 10万円

(2) 個人事業主 5万円

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 小規模企業者等であることが確認できる書類の写し

(2) 事業を継続していることが確認できる書類の写し（申請日の3月前から申請日までの間に支払った、事業の実施により発生した経費の領収書等）

(3) 支援金の振込先が確認できる通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の小規模企業者等につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、これ

を審査し、支援金を交付することが適当と認めた場合は、周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした者に通知し、速やかに支援金を交付するものとする。

2 市長は、支援金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を書面により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は支援金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

（1） 虚偽又は不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（2） その他この要綱に違反したと認められるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。